



Title	「七博士」と日露開戦論
Author(s)	朴, 羊信; Yang, Shin Park
Citation	北大法学論集, 48(5), 1-34
Issue Date	1998-01-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15741
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(5)_p1-34.pdf



「七博士」と日露開戦論

朴
羊
信

目次

- はじめに
- 一 近衛篤磨と「七博士」
 - 二 同時代認識と日本の進路―対外膨張主義
 - 三 日露開戦論の構造
 - 1 満州問題
 - 2 戦争論
 - 3 自衛権
- おわりに

戦時中、東京帝国大学法学部長を務めていた田中耕太郎は、一九三八年八月、大学当局と文部当局との懇談会の席で、大学の自治に関して言及する中、次のようなことを述べている。「世人をして大学自治が特に必要だと感ぜしめた重大事件が、明治三十八年の戸水教授事件と、京大に於ける明治四十年の岡田総長及び大正二年の澤柳総長の就任に起因する事件である⁽¹⁾」と。ここで大学の自治問題を提起した最初の事件として位置づけられた「戸水事件」とは、日露開戦論を唱えた「七博士」の筆頭である戸水寛人教授に対して、一九〇五年桂内閣の文部大臣が、その対外強硬の言動を理由に休職処分を下したことをきっかけとして、法科大学をはじめ東京帝国大学の諸教授が抗議に立ち上がり、学問の自由及び大学の独立問題を提起した事件である。その事件はついに文部大臣久保田譲を辞職させ、戸水教授の復職を実現させている。当時法科大学の教授はその問題と関連して、田中耕太郎に「当時の学界希に見る偉観⁽²⁾」と評された、『国家学会雑誌』の特集号を組んでいる⁽³⁾。

ところで、「戸水事件」の基となった戸水をはじめとする所謂「七博士」の言動そのものについては、『国家学会雑誌』の特集号でも、後世の研究者によっても正面から取り上げられたことは殆どなかったように思われる。⁽⁴⁾「七博士」とは一九〇三年六月一〇日、首相と外相に対露開戦を促す建議書を提出した、主に東京帝国大学法科大学の教授を中心とした七人の博士——戸水寛人、寺尾亨、金井延、高橋作衛、富井政章、小野塚喜平次、中村進午——を指している。⁽⁵⁾博士らの一連の行動は、公爵近衛篤磨の対外硬運動の一環をなしており、そのメンバーの入れ替わりはあったものの、すでに一九〇〇年にその端を發していた。

彼らの時局問題、特に対外問題への関与は、一九〇〇年九月、義和團事件の処理をめぐって、「支那保全」の立場で

当時の山県首相に建議書を提出したことに始まる。その関与はしだいに開戦論へ収斂していき、日露戦争の講和反対の上奏にまで至っている。一八九七年に京都帝国大学ができた時点で、ようやく大学数が二つ、その二つの大学をあわせても教員数一九一名、大学生数二二五五名といつた時代において、東京帝国大学、それも国家最高のエリートを輩出する中心学府となりつつあった法科大学の教授らの言論が社会に与えた影響力のほどは推測に難くないであろう。彼ら自身も大学教授という身分での言論の影響力を充分認識していた。⁽⁷⁾一九〇三年六月における彼らの開戦論は、当時地租増徴継続問題でゆれる政局の行方に関心が傾いていた世論を、一挙に開戦へと導くのに大きな役割を果たしたと考えられる。⁽⁸⁾

「七博士」の議論は、帝国主義の実行を意味する対外膨張の主張が戦争論と結びついていったところにその特徴がある。それは、帝国主義的国際競争が強まっていた同時代の西洋における帝国主義主張がしばしば戦争論と結びつき、反面、帝国主義反対の思想が平和論の形を取っていたのと同様である。⁽⁹⁾ もっとも、戸水を除いては、彼らが必ずしも最初から開戦論に傾いていたわけではない。彼らの意見が開戦論に収斂したのは、一九〇三年四月のロシアの第二期満州撤兵が実行されなかった後のことと考えられる。したがって、少なくともその時点までは、「七博士」の中に見解や強硬度において偏差が認められる。そのことは建議書の内容を取りまとめるに際して、二度とも非常に苦勞をしたという戸水の回想からも窺い知ることができよう。⁽¹⁰⁾

本稿は、開戦論者の代名詞のように知られている「七博士」の言動を考察することで、彼らがどのような状況認識のもとで時局に関わり、また、どのような根拠によって開戦を主張していたかを明らかにしたい。そこでまず、近衛との関係を中心に彼らの行動を概観し、次いで、彼らの間に見られる時代認識の共通項及び偏差を検討する。そして、最後に戦争論と「自衛権」概念を中心に開戦論の内容を具体的に分析していきたい。

なお、七人の見解の強弱を察すると、富井と小野塚は「穏和」派に属し、その対極に戸水が配置され、残りの四人が両者の間に位置する。そして、「穏和」派の二人は、彼らの建議書が新聞に公表されて（六月二四日）以来、彼らの会合に出席しなくなったとい⁽¹⁾う。もっとも、小野塚が実際彼らの行動に加わったのは、一九〇三年四月以後のことで、ごく短い期間にすぎない。そこで、本稿では「穏和」派の二人を除いた、五人を主な対象として分析していきたい。

一 近衛篤磨と「七博士」

東京帝国大学の教授らが始めて時局問題に対して複数で行動を起こしたのは、貴族院議長近衛篤磨の対外硬運動の一環としてであった。但し、その顔ぶれは一九〇三年当時の七博士とは若干異なる。

近衛は一八九八年一月、大陸浪人と東亞問題に関心をもつ政治家などを結集して東亞同文会を組織した。⁽¹⁾ 東亞同文会は外務省から資金を仰いで、清国・朝鮮の現地で、情報活動と、新聞発行や学校設立などの事業を行っていた。義和団事件の勃発後、近衛と同会は清国を今後どう処理するかをめぐって、思案を巡らしていた。その中、七月以後、ロシアの満州占領が始まると、それに危機を感じた近衛らは、国民の関心を喚起させ政府に圧力をかける必要から、国民同盟会を組織するに至ったのである。⁽²⁾

国民同盟会は一九〇〇年九月一日に発起準備会を開くが、その少し前の九月六日、東亞同文会の幹事柏原文太郎が近衛を訪れ、大学教授の話を持ち込んだ。その日の近衛日記には「大学教授に余等と同論者あり、殊に松崎蔵之助躍起なりとの事、一夕夫等を招きて一団体を組織せしむることを計る筈」と記されている。⁽³⁾ 近衛が大学教授を動員しようと思いついた理由は、「鹿野の政客」が多い国民同盟会の主張に「権威を添ふる」ためと、軟弱論の伊藤博文が学者を尊

敬する性格を利用して、伊藤の肺腑をつくためだったといふ。⁽⁴⁾

大学教授らと近衛らは九月九日にはじめて会合を持った。その日に集まったのは近衛をはじめ、大学教授側から戸水、中村、富井、寺尾、松崎蔵之助、井上哲次郎の諸氏と、東亜同文会側から小川平吉、柏原文太郎、中西正樹などであった。⁽⁵⁾ その日の会合の様子は近衛は「諸氏の説皆自己の専門より出でて、熱心なる余等の賛成者なり。尚ほ他を勧誘するとの事、又同氏等の運動方法としては、連名にて内閣に建議する事となる」と記している。⁽⁶⁾ 戸水の回顧録によると、さらにその日、建議書に関して具体的なところまで話が進み、その起草を『日本』新聞の主筆、陸羯南に依頼することを決めている。⁽⁷⁾

三日後、富士見軒で再び大学教授らと近衛との会合が開かれた。今度は前回の井上が抜けて金井延が加わり、⁽⁸⁾ それによつて「七博士」の核心メンバーが大体固まる格好となっている。この会合では「北清事件善後策ニ関シ露トノ主戦論者ナル根津氏ノ軍略上ヨリノ講話アリ」、⁽⁹⁾ 他に運動の方法などに関する打ち合わせが行われた。その日、建議書の起草を引き受けて出席していた陸は、教授らに建議書の他、各自の意見を世間に発表することを提案し、⁽¹⁰⁾ 教授らによつてその提案は受け入れられた。

そこで、彼らは各々東亜同文会の幹事小川平吉と会つて自分の対外問題への見解を述べる一方、陸の手による建議書の草稿を検討する作業を進めていった。九月二十七日、近衛を交えた会合で、彼らは建議書の草稿の最終検討を行い、⁽¹¹⁾ 翌日、富井、戸水、寺尾、金井の四人が建議書を持参して、山県首相と青木外相を訪れた。だが、青木外相には会えず、結局首相とのみ面会して建議書を提出し、意見を陳述した。建議書の内容は、基本的に国民同盟会の立場を代弁する形となっている。すなわち、「支那保全」のために、ロシアの満州占領に断然と抗議すること、および「朝鮮問題」を速やかに解決することが求められており、その目的を達成するために、「帝国ト利害ヲ一ニスルノ国ト相提携」すること

説
が提案されている。⁽¹²⁾

論

一方、陸の提案による六人の教授の対外意見は一〇月初、「諸大家対外意見筆記」（以下、対外意見筆記と略す）として綴られるようになった。その編集を担当していた小川が近衛に一覧を請うた「対外意見筆記」の配布先に目を通すと、⁽¹³⁾ 大学教授の権威を借りて、政治筋および世間の対外認識に影響を及ぼすことを狙っていたことが読み取れる。「対外意見筆記」は、出版禁止の措置を恐れ、無届けて出版されたが、ついに当局により差押えられた。⁽¹⁴⁾ しかし、「対外意見筆記」は幾つかの新聞にも掲載され、「大二世人ノ注目ヲ惹」⁽¹⁵⁾ いただけではなく、それによって、国民同盟会はその同調者を広めるようになったと、戸水によって評価されている。

その後、教授らは一〇月一八日、近衛と全国新聞記者同盟会が催す時局研究会に出席し、富井、寺尾、戸水、金井がそれぞれ清国問題に関して演説を行っている。⁽¹⁶⁾ また、桂内閣の成立に際して、例の六人は加藤外相を訪れ、外交に関して意見を交わした。⁽¹⁷⁾ これで彼らの直接的な集団行動は一段落する。しかし、その後も彼らは近衛との関係を保ち、近衛の側近による政治組織にも参加しながら、⁽¹⁸⁾ 近衛らの対外硬運動の外延で活動していた。それは主に「宣揚会」と「南佐荘」の会合を通じてであった。

「宣揚会」とは、伯爵松浦厚と戸水らが中心となつて作った、対外問題を議論するための会合がその濫觴となつていくように、成立時期は一九〇一年二月頃と推測される。⁽¹⁹⁾ 一九〇一年二月といえば、ロシアが満州地域の独占権を清国に認めさせようとした露清密約の噂が日本に伝わった（二月）直後である。そのことをもってしても、「宣揚会」が作られた動機は充分推察できよう。「宣揚会」は大体月一回の割合で開かれていた。そこには戸水と中村がほぼ固定メンバーとして出席しており、一九〇一年に留学から帰国した高橋作衛もその後加わっている。

一方、「南佐荘」とは、侯爵松浦と子爵渡辺国武が近衛と協議し、一九〇三年四月頃に彼らの「常設集会所」として

芝区南佐久間町に設けた集会所の名称である。⁽²⁰⁾四月八日のロシアの第二期満州撤兵期限が迫ってくるにつれて、近衛をはじめとする対外硬派の動きは慌ただしくなり、例の諸博士の行動も再開することになる。一九〇三年四月二日、松浦は富井、金井、寺尾、戸水、高橋、小野塚の諸博士を歴訪して、貴族院議長官舎で近衛と諸博士との会見を成立させている。その会見の内容は松浦の日記に、「(近衛)公は対露問題の危急を看破し、是日、陸実氏を使として建白書を外務大臣に提出したる事を披露し、且其文書を示され、更に進んで目的遂行の大方針を謀らる」と記されている。⁽²¹⁾四月八日に開かれた対外同志大会は、この動きの一結果と見られる。⁽²²⁾

さらに、その後、近衛から戸水に、「先年博士数名満州問題ニ関シ当局者ニ建議シタルコト有り。今又其例ニ倣フモ亦可ナラズヤ……先刻中村ニ此事ヲ語レリ。同氏ト共ニ之ヲ計レ」との話が持ちかけられた。⁽²³⁾その話が進んだ結果、六月一日、七博士は桂首相を訪問して対露強硬姿勢を取ることを促した。しかし、小村外相、山県には不都合を理由に会ってもらえず、ここに彼らは方針を変え、今回も建議書を作成して、当局および要路に送ることにした。⁽²⁴⁾そこで、高橋の草稿に修正を加えた「満州問題に関する建議書」を六月一日、首相と外相の外、元老の山県と松方、寺内陸相、山本海相に送っている。

ところで、その建議書の内容が一部新聞に取り上げられて非難されると、彼らは建議書を覚書にして全文を世間に公表した。こうして「七博士」の名称が世間に喋々されることになったのである。なお、建議書を提出した後、彼らは再び自分たちの意見を一冊に綴っているが、それが後ほど検討する「日露開戦論纂」である。

さて、彼らは建議書の提出以後も「南佐荘」の会合を中心に満州問題に関して意見交換を重ねる一方、対外硬運動の集會や種々の紙上にそれぞれ開戦論を展開していった。後者の行動は特に戸水に顕著に見られる。そして、日露開戦後は「南佐荘」の中にさらに「城南會」というものを設け、戦況及び外交に関し、頻繁に会合を催し意見を交換していた。⁽²⁵⁾

その時、近衛はすでにこの世を去っていた。彼らはやがて、三〇億円の償金、樺太・カムチャッカ・沿海州全部の割譲、遼東半島におけるロシアの権利の譲与などを盛り込んだ講和条件を公表し、それにそぐわない内容なら講和条約の批准を拒否するという方針まで立てていた。⁽²⁶⁾ そうした彼らの言動に、政府から再度にわたる圧力がかけられ、ついに、六月二二日、寺尾の外務省参事官兼任、高橋及び中村の外務省嘱託が解かれ、八月二五日には戸水に休職処分が下された。これが冒頭で述べた「戸水事件」の発端である。

戸水の休職処分をきっかけに、事態はしだいに学問や大学の独立問題へと方向を転換していくが、それにかかわりなく、戸水、寺尾、中村、金井に建部遯吾、岡田朝太郎を加えた六人は、講和条約拒絶の内容を盛り込んだ上奏文を九月二二日、宮内省に提出した。この行動を最後に博士らの運動は幕を閉じ、そのことは彼らの集会所であった南佐荘が一月二七日の会合を最後に閉鎖されることによって決定的となった。⁽²⁷⁾ しかし、南佐荘の閉鎖後も、そのメンバーだった松浦侯爵、渡辺子爵と諸博士は、講和に反対した記者らと交えて、「浅水会」と「上弦会」の二つの会合をつくり、約二〇年間それを維持していた⁽²⁸⁾という。

一 同時代認識と日本の進路——対外膨張主義

一九世紀末からアジア地域をめぐる西洋列強の角逐が激しくなったことは、日本の識者たちに帝国主義の時代であることを強く印象づけたに違いない。「七博士」は取り立てて「帝国主義」の用語を用いることは少なかったが、彼らにより頻繁に使った「膨張」という言葉は、実は帝国主義を意味するものと理解して構わないと思われる。⁽¹⁾ただ、世紀転換期となると、世界的な「帝国主義」政策の重点が、領土の拡張より経済的膨張へと移っていく過程におり、後述する

「七博士」に見られる領土拡張主義と経済的膨張主義は、それぞれこの二つの傾向に符合するものと考えられる。

「七博士」中の政治学者小野塚は、近代国家の対外政策に関する「学理上」の分析として、以下のように論じた。「対外政策ハ膨張的タルベシ。膨張トハ退嬰ニ反シテ進歩ヲ意味シ消極ニ反シテ積極ヲ意味ス。国家ハ外部ニ対シテ其領土、経済範圍及び文化範圍ノ拡張ヲ企図セザル可ラス。而シテ拡張ハ先ツ現状維持を基礎トセザル可ラス。拡張ノ結果ハ内ニ於テ国民ノ幸福ヲ増進シ外ニ於テは国家ノ信用ヲ高ムル者タルヲ要ス⁽²⁾」と。つまり、当時の国際政治をみるキータームが「膨張」「拡張」だったのである。

他の「七博士」も例外なく、同時代を対外膨張の時代と捉え、その実行を主張した。ただし、彼らの中には領土の拡張を専ら主張する戸水と、経済的膨張に重点をおく中村、金井、寺尾とで見解の相違が存在した。

戸水は、一九世紀後半における科学の進歩と、それに伴う鉄道・電信などの交通機関の発達を説明した後、それらの大変革によって、国を「合併」して「大きな国」となる傾向、すなわち「帝國主義の実行」が盛んになったと指摘する。そのうえ、彼はロシア、イギリス、アメリカの対外膨張の現状について述べ、「日本が此趨勢に伴つて仕事をしやうといふ事であるならば、それは矢張り領土の拡張を謀らなければならぬ」と、領土の拡張を主張した⁽³⁾。

「侵略主義者」「領土拡張主義者」を自任してやまない戸水が、領土拡張の正当性を主張する根拠は二つである。一つは領土の拡張こそ「自存ヲ保ツ所以」だということである⁽⁴⁾。その意味は以下の通りである。彼によると、古代国家の成長過程は、強者・優者による弱者・劣者の兼併過程であり、その兼併に成功した部落だけが国家を成すことができた。それが中世の「小国相軋」の時代を経て、今は再び「大国兼併・小邦敗滅」の時代を迎えている。したがって、今日、領土拡大の政策を排すると、独立を保持することが難しくなると、戸水は論断したのである⁽⁵⁾。戸水はさらに、その大勢に適應せず、国が亡びるとしたら、それは「祖先ニ対シテ不孝」であり、「皇室ニ対シテ不忠」であるがゆえに、侵略

主義より非侵略主義の方がよほど「不道德」であると、彼一流の詭弁を披露していた。⁽⁶⁾

戸水が領土拡張を主張するもう一つの根拠は、人口の増加にあった。彼は、年々五〇万人の人口が増加している状況を指摘し、「此余ツタ人口ヲ植付ケルト云フ点カラ見テモ、領土拡張ト云フコトガ必要」だと論じた。⁽⁷⁾人口増加の問題に関しては、寺尾も至大な関心を示していた。寺尾は、戸水と同様に、毎年ほぼ五〇万人の人口増加を見ている趨勢を指摘し、将来、人口過多によって起こりうるると予測される食糧不足や居住地不足を暗示した後、「此に於てか、其外に向て發展拡張の道を求むるもの、亦実に已むを得ざるに出づるなり」と結論づけた。⁽⁸⁾

確かに十九世紀末から二十世紀初にかけて日本の人口は急増を見ており、そのことが社会の大きな不安要素として作用していた模様である。⁽⁹⁾だが、その問題を社会内部的に解決しようとする努力は一向に行わず、直ちに對外膨張へ結びつけたところに、彼らの学者としての社会問題認識の浅薄さを指摘することができよう。ともあれ、人口問題はその後、植民政策の主要な柱をなしていたと思われる。

以上のように、戸水が領土拡張をもって對外膨張を主張したとすれば、中村、金井、寺尾はむしろ経済的膨張の重要性を強調した。

一九〇〇年一〇月の「諸大家對外意見筆記」の中で、中村は日本の対応と関連して、ロシアを敵とする対清提携を提案するとともに、對外中立は得策でないとし力説している。なぜならば、對外中立が「進む国」日本の對外發展を妨げることになるからだという。「進む国」とは、他国を乗っ取るという意味ではなく、「商業上」「経済上」における對外膨張を意味していた。⁽¹⁰⁾中村によれば、中立国となると、安全保障は確保されるかも知れないが、「此上伸ることは出来ない。伸ることが出来なくなれば、人民は漸次貧乏になり、行政は整はなくなり、外交も兵力も不振になり、貿易も不振になる。自然さうなれば、日本は實際に於て駄目になつて仕舞ふ」⁽¹¹⁾という。つまり、日本が中立国となるのは、對外膨張を

阻害される恐れがあるため、反対だというのである。

次いで、中村は領土の問題に触れて、こう述べている。「日本が外国に土地を取るとは善いか悪いかは問題で、日本は大陸に土地を取つたことのない国である……だから大陸に土地を持つと云ふが日本の為に善きことであるか悪いことであるか私は知らない⁽¹²⁾」と。ここには一九〇〇年の時点において、日本が大陸に領土を持つことに対する躊躇がいみじくも示されている。しかし、中村は、日本が大陸に領土を持つことの正否はさておき、とにかく「日本か今日支那の事に対して手を出さずに居ると云ふことは、即ち日本が自滅するのである、経済上で自滅するのです」と、義和団事件への日本の介入を強調した。

このように、中村は経済面での対外膨張に重点をおいていた。その考え方は彼の専門の国際法の精神および国際社会を説明する際にも貫かれていた。中村は、国際法の精神は「物質的」なものだとし、「物質的必要ニ基ク利害共通ノ強制力国際法ヲ生スルニ至リタル」と述べる⁽¹³⁾。その「物質的必要」、すなわち「実利」に基づいた国際的行動は、彼に言わせると、戦争を抑止する効果を持つ。つまり、彼は過去に比して今日戦争が少なくなったのは、「経済思想ノ発達」に起因すると指摘し、戦争の非経済性さえも論じた⁽¹⁴⁾。しかし、皮肉なことに、中村は満州における日本の「経済上」の利益を確保するために、非経済的とされた戦争を訴えていくことになる。

一方、財政学者の金井も、外交における経済的観点を強調した。近代における外交の目的は「経済ノ利害」にあると指摘する金井は、外交談判などで用いられる「平和ノため」とは「経済上ノ利益」とほぼ同意語であると解釈する⁽¹⁵⁾。したがって、列国が対清方針として「支那保全」を掲げるとしても、それは「一方には支那ノ富源ヲ開発シテ、支那人カラ直接ニ経済上ノ利益ヲ得ヤウト云フノデアルシ、他方ニ於テハ支那四億ト云フ人口ニ対シテ、ソレソレ列国ガ其ノ生産物ヲ売込シテ即チ自国ノ生産物ノハケ口ノ大ナルモノニ支那ヲシヤウト云フ」目的によって支えられていると認識し

ところが、「平和のため」、言い換えて経済的利益が得られるならば、軍備は要らないかというところ、そうはならない。この点において金井は前述した、軍備を「非経済的」と解する中村と見解を異にする。金井は、二つの理由から軍備拡張の必要性を認める。一つは、従来の軍拡反対は軍備の不生産性を根拠としていたが、最新の経済学の成果は軍備もある意味で生産性をもつと証明しているがために、軍拡反対の根拠は喪失されたということである。もう一つは、軍拡の競争は「各国間均勢」、すなわち勢力均衡に役立つと、彼が考えていたことである。⁽¹⁷⁾ 金井はいわゆる「武装的平和」の立場を取っていたのである。とはいっても、金井はどちらかというところ「平和の戦争」、すなわち「農工商等経済事業上の競争」を優先的に強調していた。⁽¹⁸⁾

今の時代において富の充実が何より緊要だと考えたのは、寺尾も同様であった。寺尾はかねてから、今後の日本は一転して「進取拡張の主義」を取るべしと唱えていた。⁽¹⁹⁾ 彼に言わせると、日本は戦争に勝つたことはあるが、全般的にはそれほど進歩していない。真の進歩を達成するためには、「富」の点において発展を進める必要がある。そのためには「外ト交際シテ外ノ富ヲ取ツテ来ル」ことが必要とされ、⁽²⁰⁾ その一方法として「十分外ニ出テ生活ヲシ外テ稼グ」こと、すなわち移民事業の組織化が提示された。⁽²¹⁾

しかし、土地の問題となると、寺尾も中村と同様に消極的である。彼は移民問題と関連して、「必ずシモ其行ク所ノ土地マデモ自分ノ土地ニシナクテモ宜シイ、日本ノ人民ガ沢山行ケバ日本ノ配下である、日本ノ物デアルト云ツテモ宜シイ、ソレデアルカラ無理ニ土地ヲ取ルニハ及バヌ」⁽²²⁾ と述べた。つまり、海外に多くの日本人が移民し定着して経済活動を営むすれば、その地域は実質的に日本の勢力範囲となるだろうという考えである。中村や金井、寺尾は、海外への膨張、勢力範囲の拡大を望むには相違ないが、土地を略取することに伴う諸般の「無理」には警戒的であったといえよ

う。

以上で、対外膨張をめぐる二つの見解、つまり、戸水に代表される領土拡張主義と、中村や金井に見られる経済的膨張主義について述べてきた。このように、一九〇三年の前半までは「七博士」の内部に国の進路をめぐって、その取るべき手段をも含め必ずしも一致しない意見が錯綜していたといえる。それが一九〇三年のロシアの第二期満州撤兵の不履行を境に一挙に開戦論へと収斂していくのである。

二二 日露開戦論の構造

1 満州問題

日露戦争への火種が蒔かれたのは、義和団鎮圧過程におけるロシアの満州占領に始まる。そこで、日露開戦論を検討する際、まずは彼らの満州問題への認識を探る必要がある。彼らは概ね満韓不可分論にたつて、ロシアによる満州占領を許してはならないと主張した。ただし、その主張の根底には「支那分割」と「支那保全」の立場の違いが横たわっていた。

すでに義和団事件当時からロシアとの戦争を主張していた戸水の場合、彼はとにかく戦争を呼びかけ、戦争後に「出来るならば私は満州を取つたら宜からうと思ふ⁽¹⁾」と述べ、「支那分割」の立場を表明した。しかし、彼の分割論には前述した領土拡張主義の他に、特に然るべき合理的な根拠づけは見あたらない。その意味においては、ロマンチックな膨張論といえるかも知れない。戸水はまた、朝鮮に関しても、それを日本の掌中に収めて、「地を大陸ニ拓クノ楮」とす

べきだと主張した。⁽²⁾ そうした立場から、彼は当時噂されていた朝鮮中立化案にも、満韓交換論にも反対した。⁽³⁾ 彼は、日本が先手を打って満州を占領すれば、朝鮮は勞せず日本に歸するだろうと論じたのである。⁽⁴⁾

これに対して、他の論者は「支那保全」の立場をとっていたが、その根柢は様々である。まず、寺尾は「支那保全」を人種競争の文脈で位置づけている。白人種による人種差別へ反感を示す寺尾は、今日、黄色人種が白人種に「庄服」⁽⁵⁾されずにいるのは、日本の存在によるものではなく、「支那といふ黄色人種の一大帝国があるから」だと指摘する。それゆえ、日本はあくまでも「支那」を引導して、「極東のモンロー主義」を確立して行かなければならない。⁽⁶⁾ そのためには「支那保全」が何よりも必要だといっているのである。

寺尾の満州問題認識は、満州と朝鮮を不可分のものと認識し、朝鮮の喪失は大陸への発展の道を途絶させると理解する点において、当時一般的に見られた見解と共通していた。ただ、朝鮮問題に関して、彼は次のようなユニークな見解を示していた。「朝鮮の地は素其歴史上地理上の關係より、我國民の心理に深く、一種の印象を与へたるの国にして、是にして若し之を失はば、心理の作用は頓に國民の氣象を沮喪せしめ、此に全く進取活潑の精神を失墜して、或は自暴自棄の境に墜落するに至らしむるやも測るへからず。此点より云へば、朝鮮問題は実に国の死活に關するの問題とも謂ふべくして……」⁽⁷⁾（傍点引用者）と。つまり、彼は朝鮮の喪失を、日本人にとっての心理的なトラウマとして理解していたのである。

一方、前述したように、経済的な対外膨張を重視していた中村は、その目的のためには清国が「保全」されなければならぬと判断した。つまり、清国が「保全」されず、ロシアに吞み込まれるようになると、「商業上、経済上」において日本は亡びてしまい、今までの進歩の成果が台無しとなるという。⁽⁸⁾ そして、「支那分割」論に対しては、「近來列國が口にするところの勢力範圍なるものは、吾人の甚だ怪我に堪へざる所なり、今此の勢力範圍なる新熟語を解せん乎、

他国の地図上に朱線を画し、之を以て自国の勢力範囲と称する」と述べ、列強による弱小国の勝手な処分を批判した。

金井もまた、清国の分割は日本に不利益だと考えていた。列国の清国侵略を防ぐためには清国の改革が必要であるが、すでに分割が始まってしまうと、改革の展望は失われる。その結果、「東洋の平和」は破壊され、それが日本にとっては不利益だと指摘した⁽¹⁰⁾。そこで、状況変化に備えるため、「保全を旗じるしとして満州の分割を主張する」ことを得策としながらも、日本は基本的に「支那保全」の方針を取るべきだというのが、金井の立場であった⁽¹¹⁾。

要するに、彼らの間には、「支那分割」を主張する戸水と、「支那保全」を主張する寺尾、中村、金井とで見解の相違が存在していた。しかし、いずれの立場に立つにせよ、ロシアの満州占領を傍観してはならないという点で、彼らは全く一致しており、そのことが彼らをして終極的には開戦論へ導かせたのである。彼らの満州問題認識は、一九〇三年六月の「満州問題に関する建議書」において、日本の安全保障の危機を強くアピールする内容で示された。

「彼れ地歩を満州に占むれば、次に朝鮮に臨むこと火を賭るが如く、朝鮮既に其勢力に服すれば次に臨まんとする所問はすして明かなり。故に曰く、今日満州問題を解決せざれば朝鮮空しかるべく、朝鮮空しければ日本の防御は得て望むへからず⁽¹²⁾。」

こうした立場から満韓交換論が姑息策として斥けられ、「根底的に満州還付の問題を解決」することが主張されたのである。

日露開戦の主張には多かれ少なかれ、彼らの戦争観が投影されていた。この節では、彼らの戦争観を戦争論一般と、対露戦争論に分けて整理していきたい。

まず、一貫して事ある度に戦争を主張してきた戸水の戦争論から見えていくことにしよう。戸水は、次のように戦争論を展開していた。

「平和を先にし戦争を後にす可しとの異論は、今日に在りては空論たるに過ぎず。古往近來邦国盛衰興亡の跡を觀るに、戦争を好むの邦国は興り、戦争を好まざるの邦国は亡ぶ。我日本国の如き、面積頗る狭小以て強国の間に介立するに足らず。若し大に膨張せんことを欲せば、少くとも数回の大戦を経ざる可らず。戦争に依らずして天下に覇たらんと欲するは猶ほ木に縁て魚を求むるが如し。……優勢の地位を占むるには、平和の手段と戦争行為とを參互之を用ふるを要す。」⁽¹³⁾

戦争によつて国は發展するといった、戦争と国の發展を結びつける戦争の積極的な意味づけが、戸水の戦争論の骨格をなしていた。そして、戦争は紛争を解決するための最後の手段ではなく、「平和」的手段と対等な一手段であると認識するところに、彼の戦争論のもう一つの特徴がある。日露開戦以後、彼の好戦性はその度を増していき、「国力ノ發展ノ為メニハ戦争モ必要ナリ。……日本ハ亡國ヲ以テ手本トス可ラズ。五年ヤ十年ニ一度位ハ必ズ戦争ニ従事シテ可ナリ」⁽¹⁴⁾と主張するに至っていた。

戦争を国の發展と結びつけて積極的に位置づける考え方は、金井にも見られる。金井は、戦争は望まじきものではないが、だとして絶対的に排斥すべきものでもないとしたうえ、「国家民人の政治的經濟的社会的各種の方面に向て發達

する時期に於て、戦争は往々免るべからざるものにして、其の結果爾後の發達を一層大ならしむること決して稀有ならず⁽¹⁵⁾と論じた。

寺尾も、「若し戦争の結果として、後日大に經濟上の進歩を為す望みある時は、戦争も是が為に為すべき必要があると言ひ得る」と述べ、その裏づけとして、日清戦後の日本が經濟的に進歩した事実や、普仏戦後におけるドイツの發展を例示した。⁽¹⁶⁾つまり、いずれも戦争のもたらすべき發展の効果が強調されていたのである。

このように、戦争を必ずしも悪と見なさない戦争観は、その時代の國際法上における戦争の概念にも現れていた。ただし、國際法思想における戦争の觀念は、一八世紀になつて、それまでの「正戦論」から「無差別戦争観」への轉換が行われ、それが第一次世界大戦後、戦争の違法化が図られるまで國際法を支配していたといわれる。「無差別戦争観」とは、戦争の「正当原因」を問わず、主権をもつ国家が國際法の要求する手續にしたがつて戦争する限り、その合法性が認められなければならないという考え方である。⁽¹⁷⁾「七博士」の中の國際法学者が行つていた國際法上の戦争の定義には、そうした時代的な流れを反映して、「無差別戦争観」が見られる。

中村は、國際社会には原因の正否を判断すべき「主権者」が存在しないという理由で、「正当原因」を戦争の要件とする「正戦論」を否定した。⁽¹⁸⁾高橋も「正戦論」に反対しているが、その根拠は、(1)正しい戦争か否かは、その原因だけではなく、結果の「勝敗」によつても判明しうる、(2)戦因の正否により戦争の正否が決まるとするならば、不正義の交戦国は当然の権利としての交戦権を執行することができなくなる、などである。⁽¹⁹⁾

以上に述べたように、彼らの戦争観には共通して、戦争を善悪の価値判断からではなく、国の發展と結びつけて考える傾向が見られ、それは國際法上の「無差別戦争観」によつても支えられていた。彼らがこぞつて戦争のもたらすべき發展の効果を強調したのは、第二章で指摘した、その時代に蔓延していた對外膨張の理念が投影されていると考えら

れる。つまり、対外膨張をしていくうえに、場合によっては戦争も有効な手段たりうると、彼らは訴えていたのである。では、彼らは具体的に日露開戦の必要性をどこに見いだしていたのであろうか。その解答の幾分かはすでに前章の満州問題認識によって与えられたと思われる。この節の残り部分では、彼らが他にどのような論拠によって、戦争への決断を促していたかについて簡単に触れてみたい。

日露開戦のことになると、ロシアへの認識がそのイメージをも含めて、重要な変数として作用する。戸水は、ロシアの極東への進出はシベリア鉄道の建設により加速化するだろうと予想した。⁽²⁰⁾そして、その予想は、「大きな目的を立て」、いずれは必ずその目的を達成してしまうといったロシア人気質論⁽²¹⁾によって裏打ちされる。つまり、ロシアの「東洋を圧倒する計画」は必ず実行されるはずなので、大陸へ膨張して行こうとする日本との衝突は不可避だ⁽²²⁾という。そこで、どうせ衝突が避けられないならば、日本の方に有利な時期に戦争するのが得策であり、今がまさにその時であるというのが戸水の主張であった。

また、中村は違うロシア認識によって戦争の決意を促した。中村は、ロシアがしばしば好戦国と認識されているのは、事実に対し、実は「何処の国とでも戦争せずに旨いことをやつて居る国」こそロシアだと指摘する。彼に言わせると、ロシアと戦争をしたトルコは逆境に立たされていらないが、清国や朝鮮のように戦争をしていない国はかえって酷い目に会っている。要するに、戦争をしないことがロシアの目的を達する最上の手段なので、日本はロシアと戦争をすべきだと訴えたのである。⁽²³⁾

財政学者の金井は、軍事上、財政上の面から戦争遂行の可能性を打診する。金井の開戦論から、軍事上の議論はさておき、彼の専門にかかわる財政上の考察を検討してみよう。彼は、日本の財政基盤は戦争を不可能にするほど薄弱ではないと力説した。日清戦争以来、銀行および企業の積立金の増大はまさしく国民経済力の向上を示す証拠だという。そ

のうえ、具体的に戦費を算出し、約二億八千万円の金額を提示した。その程度の戦費は募債や増税など民間の資金からの調達が可能だとし、万一の場合は日本銀行の兌換を停止すれば多額の資金が運転できると述べ、開戦を促したのである。⁽²⁴⁾

ところで、これらの内容は、東亜同文会の根津一による「軍事私見」(一九〇〇年一〇月)における記述とほぼ一致している。⁽²⁵⁾「軍事私見」は戦費調達の問題と関連して、次のように論じている。日本の経済力は日清戦争の当時に比して、貯蓄銀行の預金額は六倍、積立金は二二倍以上増大しているため、「不換紙幣」の発行さえ覚悟すれば、「軍費の出処なきを憂へず」という。また、一旦交戦すれば、事業は停止し、それによって内国債の募集は容易となるだろうと予想している。軍事費としては、陸軍部の一億二千万と海軍部の九四〇〇万円、合計二億一四〇〇万円が算出されていた。⁽²⁶⁾

以上の対照で、金井の財政意見が「軍事私見」のものをほぼ踏襲していることは明かであろう。後年、金井の女婿でもある河合栄治郎は、その金井の財政意見に触れ、「七博士の中の唯一の経済学者としては、其の経済論は少々粗雑であったと思ふ。譬へ当時の一般の水準の低さを計算の中に含めても、之は七博士の名声を低めることにはなつても高めることにはならなかつたのではないかと思ふ」⁽²⁷⁾と論評したが、上記の検討からも河合の酷評の由縁は明かである。ただ、金井が何故に一個の元軍人の粗雑な議論をそのまま鵜呑みにし、世に広めていたのかは、依然として理解に苦しむところと言わざるをえない。

以上で見えてきたように、「七博士」は戦争自体に積極的な発展の効果を見いだしたうえ、満州認識に加え、ロシア認識、日本の戦争遂行能力の弁証を通じて、日露戦争の不可避性を訴えていた。開戦をするに際して、最後に残された問題は国際法上の根拠づけであった。すなわち、「自衛権」概念の登場である。

後年、満州事変が勃発した際、日本政府はそれが自衛権の発動であり、その限り正当な行為であったという立場を表明した。そして立作太郎をはじめとする国際法学者たちは日本の行動がいかにして自衛権の発動に当たるかを懸命に説明して⁽²⁸⁾いた。戦争の原因として国際法における国家の自衛権という概念が、日本ではじめて体系的に登場したのは日露開戦論においてである。

もつとも、「七博士」は国の「生存」のためとか、「自存」のためなどと、その中身においては「自衛」に類似な言葉を用いていたが、それが一九〇三年の『日露開戦論纂』においてあたかも約束でもしたように、「自衛」あるいは「自衛権」という用語に統一され現れる。この時点に至って彼らの間に相当意見の収斂が見られるのは、おそらく会合を重ねる間に意見の相互浸透が行われた結果だと思われる。つまり、この時に彼らが一斉に「自衛権」を打ち出しているのは、決して偶然ではないように思われる。その「自衛権」の法理的な理論化を試みたのは、国際法学者の高橋作衛であった。

日本で国際的な衝突事件を説明する際、正当防衛、自衛等の概念を用いた最初は有賀長雄だったらしい。有賀は日清戦争の当時、陸軍に従軍し、戦争中の国際法に関係する諸般の事件の処理を担当していた。後に有賀は、従軍の経験を基盤に、日清戦争が如何に国際法の規定を遵守しながら遂行されたのかを世界にアピールするために、日清戦争の全過程を仏文でまとめ、さらに日本語でも出版している。『日清戦役国際法論』がそれであるが、その中に「正当防衛」が登場する。有賀は、日清戦争の皮切りとなった事件である高陞号事件を論評する中、「轟沈事件ノ起リハ開戦ノ以前タルト以後タルトニ関係ナク是レ単ニ一国ノ正当防禦ノ働ト看做スヘキモノニシテ全ク法則ニ合ヘリ」と述べて⁽²⁹⁾いた。

この記述と関連して、同じく日清戦争に海軍の法律顧問として従軍した高橋は、有賀の「正当防衛」概念の無規定さに問題を提起していた。⁽³⁰⁾ 高橋は、「抑も正当防禦トハ何ソ、正当防禦ノ成立ニハ条件トシテ如何ナル事ヲ要スルカ、正当防禦ト自己防禦トノ差異トハ如何、⁽³¹⁾ 國際法上ノ獨立權ニ伴フヘキ自國防禦ノ權トハ如何ナルモノナルヘキカ」と問いつけたのである。このように、正当防衛や自衛権に関する法理的な規定の必要性を提起していた高橋は、ロシアの満州占領を契機に、自らその理論化を図ることになる。

まず、高橋は、満州問題の解決を図るのは日本の権利であり、義務でもあると主張した。満州問題への干渉が日本の権利である理由はこうである。日本の遼東半島の所有が「極東永久ノ平和」に障害を生ずるとの理由で三国干渉を起し、遼東半島の還付を実現させたロシアが、今日満州を占領するのは論理上の矛盾である。したがって日本は、「自ら東洋平和ノ為メニ拋棄シタル土地ヲ他國ニ占領セシメサルノ抗議ヲ為ス權利ヲ有する」という。⁽³³⁾

また、満州問題の解決が日本の義務である理由については、「隣邦の保全」の見地より説明している。彼によると、日清戦争も義和団事件への出兵も、「隣邦の保全」のために行われたにもかかわらず、不幸なことに清国の「破綻」を促す結果となつてしまった。ここに、日本には清国のためにその「破綻」を修繕し、「旧体」へ復帰せしめるべき義務があり、それゆえ、満州の分離占領を図るロシアに対抗して「清國ヲ扶助」すべきだといふ。⁽³⁴⁾

ところで、高橋に言わせると、上記した権利と義務だけでは、日本が満州問題に干渉すべき理由として不十分である。一方、高橋は、戸水の議論を念頭に、満州問題解決の論拠を「日本国民ノ増殖並ニ日本領土ノ狭小」に求め、「国運発展」の必要性よりそれを解決しようとする議論も斥ける。つまり、自国の発展のために他国の領土に干渉行つても構わないとするならば、ロシアの満州での行為は認められなければならないと、その議論の理不尽さを突いたのである。⁽³⁵⁾

結局、高橋は、日本に自分の領土でもない満州に対して干渉が許される理由は、「彼（ロシア）ガ漫リニ其領土擴張

ノ主義ニヨリ地ヲ極東ニ括メテ東洋ノ平和ト世界ノ平和ヲ破ラントスルニ在リとし、そこから日本が満州問題に關与すべき「法理上ノ根底的理由」は、「國際自衛權」の他にはありえないと断じたのである。⁽³⁶⁾

では、ここでしばらく、彼らの建議書が提出された直後の一九〇三年七月に刊行された高橋の『平時國際法論』を素材に、高橋の「國際自衛權」に關する定義を検討することにしよう。高橋は「國際自衛權」に 'international right of self-preservation' を当てていたが、その意味は後述で明かになる。

高橋によると、一國が他國の領土内において武力を使用する場合、もしくは他國の行動の自由をその他國の領域内において制限しようとする場合、それを正当とする根拠は國家の「自衛權」にあるといふ。⁽³⁷⁾しかし、この場合、国内法が規定している個人間の自衛權と同様に、相手の不正、すなわち違法性が國家自衛權の發動の必須条件かといえ、高橋はそれを否定する。

高橋は、イギリス留学時代の恩師ウエストレーキが、國家の自衛權は相手側に明白な過失が認められる場合に限って、發動すべきだと解釈したのに対して、「國際法上ノ自衛權ニハスル制限ヲ付スルノ必要ナシ」と反論した。⁽³⁸⁾というのは、國際法においては一國の行為が正当か否かを判定するのが困難な場合が多く、また戦争後に至ってはじめて正不正、有罪無罪の判別ができる場合もあるからだといふ。そこから高橋は「國際法上ノ自衛權ハ國家ノ存立ニ必要ナル場合ニ之ヲ維持スルノ權ナリ」(傍線引用者)と定義した。⁽³⁹⁾前章で言及した、戦争の要件として「正当原因」を認めないとの立場が、國家自衛權の解釈にも貫かれていたのである。

もとより、国内法が認める自衛權には、「正当防衛」と「緊急避難」があり、前者には相手の行為の不法性が發動の要件とされる点に、両者の相違が存在する。そして、少なくとも第一次大戦以前の時期においては、國際法上に自衛權を適用する際、国内法の類推から二通りの考え方が成り立っていたといわれている。⁽⁴⁰⁾そうすると、ウエストレーキが「正

当防衛」の延長線上で国家の自衛権を考えていたとすれば、高橋はむしろ「緊急避難」の立場を取っていたことになる。そのことがまさに高橋が「自衛」に「self-defence」ではなく、「self-preservation」を当てた所以である。

このように解釈することによって、高橋は国家の自衛権の発動の要件から原因の正当性如何を外し、自衛権をもつぱら「国家の存立」の維持という目的に還元させることで、自衛権の発動範囲を広げていた。したがって、開戦の根拠として、満州問題に国家の自衛権を適用させるためには、ロシアの満州占領が日本の「存立」にどのように脅威なのかを論証すれば、充分だったのである。

その点と関連して高橋は、次のように論じている。日本の政策方針は「国ノ存立」にあり、その目的の達成のためには「隣邦ノ保全」を要する。日本が「存立」のために「隣邦の保全」を必要とする根拠は以下の二点である。一つは、日清韓の三国は「輔車相頼」⁽⁴¹⁾の關係にあるがゆえに、ロシアの清韓に対する圧迫は「日本ノ存立ヲ威圧スルモノ」に他ならないという判断である。

もう一つの根拠は制海権に関わる問題である。高橋は早い時期からアメリカのマハン大佐の海上権力論に影響されていたと見え、マハンの『海上権力史論』の紹介を行っていた。そして、日清戦争についても、「日清戦争ノ勝敗ハ主トシテ制海権ヲ支配スルノ如何ニヨリテ決セラレタルモノナリ」と評価していた。⁽⁴²⁾高橋は、「海国」としての日本にとって、その周囲の制海権の消長は日本の存立に大きく影響すると考えた。そうした考えに基づき、彼はロシアによる旅順・大連の租借は日本の制海権を制約する効果を持つと述べ、制海権の確保という側面からも「隣邦の保全」が望まれると主張した。⁽⁴³⁾

要するに、ロシアの満州占領は、日本にとって「隣邦ノ保全」を害することになり、その結果、日本の「存立」を侵害する恐れがあるため、「国際自衛権」の発動要件を満たしているというのが高橋の主張だったのである。

もつとも、高橋は満州問題の処理をめぐって、「満州ノ土地ヲ露國ノ勢力ノ下ニ歸セシメサルコトヲ以テ満州処置策ノ要旨トナス」と述べ、具体的には満州を国際的な「緩充地域」と設定することを提案していた。⁽⁴⁴⁾そして、満州に駐屯しているロシア兵の撤兵と関連して、国際的先例にしたがって、まず日清条約を結び、それに基づいて日本兵によるロシア兵の撤兵誘導の方法を提示した。⁽⁴⁵⁾だが、一九〇三年半ば頃から高橋は、すでにそのような外交的交渉が実効をあげべき時機は過ぎたと判断し、しだいに戦争による解決へと傾いて行つたのである。

さて、同じく国際法学者の寺尾も、一種の集団的自衛権の概念により開戦を根拠づけようとした。つまり、彼は人類共存に基づいた世界平和の維持の立場から、「世界の一国が其の独立を無視せられて、其の領土を侵さる、如き場合は他の国家自身が侵害に遭ふたると一様に看做して、己れの独立生存を害されたる場合と等しく之を防衛する権利を有する」と述べ、ロシアの満州占領を阻止すべきだと主張した。⁽⁴⁶⁾

このようにして、日露戦争は、国家の「自衛権」の発動に当たるといふ、国際法上の根拠を与えられることになつたのである。

おわりに

今まで日露開戦論者の代名詞とされる「七博士」の行動の軌跡と開戦論の構造、及びその根底に横たわっていた時代認識について考察してきた。

彼らは、同時代を対外膨張主義と認識し、日本もその道へ進んでいくべきだと考える点で一致していた。しかし、その対外膨張の内容においては、戸水の領土拡張主義と、中村・金井・寺尾の経済膨張主義の二つの考え方が錯綜してお

り、戸水を除いては、必ずしも最初から戦争を呼びかけていたわけではない。それが、一九〇三年四月のロシアの第二期満州撤兵の不履行と前後して一斉に開戦論へ収斂していった。

彼らの日露開戦論の要点は、満州を朝鮮と不可分のものと考え、満州問題の認識、国家の発展のためにはときに戦争も有効な手段であるという、戦争の積極的な意味づけ、そして、「国際自衛権」の理論化による開戦の国際法的根拠の提示にあった。つまり、日露戦争は、対外膨張の時代において、国家の発展のための積極的な行動として、しかも国際法による正当化によって支えられていたのである。

三宅雪嶺は、一九〇三年六月の彼らの建議書提出について、「これは本人が必要を認め、当局者を鞭撻するつもりであつても、他から観れば当局者に利用せられている形がないではない⁽¹⁾」と、後年コメントを残している。また、河上肇は彼らの講和条約批准拒否の上奏と関連してこう論評した。「条約破棄の論は畢竟するに衆愚の謬論也、故に余は断じて六博士の誠意を認むる能はず、況んや其上奏なるものは、時期最も後れたり、人を教ふべきの地位に在りて、恰も人に教へられたるの観あるを免れず。六博士の上奏、余は只之を以て彼等が虚名の始末に對する窮策と見るの外、何等の誠意と見識とを看取する能はざるを悲しむ⁽²⁾」と。

このように、彼らの言動は権力に操られたもの、あるいは「衆愚」に迎合し、博士の「虚名」に捕らわれたものと、同時代の識者の目に映っていた。確かに彼らの言動は体系的な知の所持者としての学者のものにしては、粗雑な印象を拭いきれない。また、筆者としても彼らの行動については、理解に苦しむところがないわけではない。だが、ここで問題とすべきなのは、学者としての彼らの学問の水準や精緻さというより、学者の時代と権力に對する向き合い方であるう。

そもそも帝国大学の設置の目的が官庁エリート⁽³⁾の養成にあり、その教授は政府によつて養育され、政府の仕事を兼

ねることを常としていたという明治時代の学者のあり方を考慮すると、「七博士」は最初から権力の近距離に位置していた。ところで、政府の警告にもかかわらず、時局にコミットして政府に開戦を迫った「七博士」の行動は、一見政府からの離反のように見受けられるかもしれない。しかし、彼らの行動は帝国主義の時代風潮に強く規定され、三宅の指摘通りに、所詮、事態を戦争へ導いていこうとした政府の方針にそつたものに他ならなかった。

日本の近代史が何回もの戦争を伴って進んできたことは、戸水の予見を証明したことになるのか、それとも単なる歴史のアイロニーといふべきなのか。いずれにしても、おそらく日本における学者の時局への積極的な関与の最初といえる彼らの行動が、戦争をめぐつて展開されていたことの意味は小さくないであろう。

〔註〕

はじめに

(1) 田中耕太郎「大学自治の合理性」同『教育と權威』（勁草書房、一九四九）九二頁。

(2) 同上、一〇四頁。

(3) その編集を担当した美濃部達吉は、その特集の趣旨を次のように述べている。「教授ノ言論ハ宜シク自由ナル可シ、権力ヲ以テ之ヲ牽束スルハ妄ナリ、彼カ言論ハ或ハ誤レルモノアル可シ、其ノ誤レルモノアラバ亦言論ヲ以テ其ノ誤レルヲ証スヘキノミ、其ノ偶々自己ノ政策ニ反スルカ為ニ即チ以テ其ノ口ヲ箝セントス、是レ権力ノ濫用ナリ、既ニ法ヲ濫用シ権力ヲ濫用ス、事ハ唯一戸水氏ノ上ニ係ルト雖モ、吾等豈ニ黙シテ止ムベケンヤ」（『国家学会雑誌』一九一〇、一九〇五、一〇、一頁）。

(4) 管見の限り、石田雄『明治政治思想史研究』（未來社、一九五四）後編第一章第三節、坂野潤治『明治思想の実像』（創文

社、一九七八）第二章、酒田正敏『近代日本における対外硬運動の研究』（東京大学出版会、一九七八）第三章第四節、三谷太一郎『大学の独立と文芸の独立―「三四郎」の時代』同『新版大正デモクラシー論』（東京大学出版会、一九九五）などで断片的に触れられている程度である。

(5) 戸水によると、その建議書の内容が世間に明らかになってから、「所謂七博士ノ称呼ヲ用ユルモノ往々之有ルニ至レリ」

（戸水寛人『回顧録』同労社、一九〇四、二八八頁）という。

(6) 東洋経済新報社編『明治大正国勢総覧』（東洋経済新報社、一九二七）六七九頁。

(7) 一九〇四年一月、戦争の最中、絶えない戸水らの煽動言動に文部大臣より東大の山川総長を通じて注意が入った。その時、戸水は総長に迷惑をかけると思ひ、辞職を考えたが、同僚たちの次のような助言で慰留されたという。すなわち「皆曰く大学教授ハ其職掌大ニ他ノ官吏ト異ル所アリ随テ大学教授言論ノ自由ハ其範圍頗ル広闊従来子ノ議論セシ事の如キハ悉ク其範圍内ニ在ルノミナラズ『プロフェスソル』トシテ議論スルハ、『エキプロフェスソル』トシテ議論スルヨリモ其勢カ大ナルニ由リ自ラ教授ノ職ヲ去ルハ得策ニ非ス」と（戸水寛人『続回顧録』有斐閣書房、一九〇六、九九頁、傍点引用者）。

(8) 三谷太一郎『戦時体制と戦後体制』は、当初政府内部は勿論、民間においても必ずしも開戦論が優勢ではなかったと指摘している（『岩波講座近代日本と植民地』第八巻、岩波書店、一九九三、三三二―三三七頁）。なお、博士らの建議書が公表される前の二月から『読売新聞』では、斬馬劍禪「東西両京の大学」が連載され、特に彼らが建議書を提出した後の六月一八日からは一回にわたって「寺尾、戸水、高橋対岡村」が連載されている（その連載は、翌年一月、『東西両京の大学』として出版され、一九八八年には講談社学術文庫に収められた）。つまり、「七博士」の建議書が公表される少し前から、彼らの存在は新聞紙上を通じて大衆に認知されていた。

(9) 入江昭『二十世紀の戦争と平和』（東京大学出版会、一九八六）三一―三八頁参照。

(10) 戸水、前掲『回顧録』五頁。

(11) 同上、三〇九―三一〇頁。

- (1) 近衛の対外硬運動については、坂井雄吉「近衛篤磨と明治三十年代の対外硬派」『国家学会雑誌』八三一三・四（一九七〇、八）参照。
- (2) 国民同盟会残務委員編『国民同盟会始末』（政友社、一九〇二）三一六頁。
- (3) 近衛篤磨日記刊行会編『近衛篤磨日記』（以下『近衛日記』と略記す）第三卷（鹿島研究所出版会、一九六八）二九五頁。
- (4) 近衛霞山会編『近衛霞山公』（同会、一九一四）一七二—一七三頁。
- (5) もっとも、近衛と諸教授との関係はここに始まったわけではない。すでに国家学会をはじめ、近衛が院長を勤めていた学習院への出講（富井、松崎、中村）、東邦協会（寺尾、高橋、一九〇〇年以後は戸水、中村も加わる）、一八九七年創立の国際法学会（寺尾、戸水、高橋）などを通じて両者は互いに熟知していたと思われる。その中でも中村は、彼が学習院の教授として留学することになった経緯もあって、近衛と格別な関係にあったようである。留学中、しばしば自分の学事のことやヨーロッパ情勢などを書いて近衛に書簡を送っていた中村は、ある書簡の中で、近衛との出合いを「去る明治二十七年の夏初めて閣下の謁を賜は」って以来のことだとし、「其後謁を賜ふ事数回、……明治二十九年の九月には又とも無上の大名譽を御投じ被下候の御思召を承り、私の一身はもはや閣下にささげしものと存居候」（『近衛日記』第二卷、一八九八年四月一二日項、四八頁）と認めている。
- (6) 『近衛日記』第二卷、三〇九頁。
- (7) 戸水『回顧録』四頁。
- (8) 金井が加わるようになったのは、直接には専門が近くて、往来が頻繁だった松崎の勧誘によると見え、金井の日記によると、その会合の前日、松崎と近衛より手紙が届いている（東京大学法学部近代法政史料センター所蔵「金井延日記」一九〇〇年九月一日項による）。ちなみに、金井はその日の会合を「清国事件善後策協議会」と名付けていた。
- (9) 前掲「金井延日記」一九〇〇年九月一二日項。
- (10) 戸水『回顧録』四頁。
- (11) 「金井延日記」一九〇〇年九月二七日項。
- (12) 戸水『回顧録』七—八頁。なお、中村は「帝国ト利害ヲ一ニスルノ国」の箇所に「日英同盟ヲ夢想シタリシナリ」と注釈をつけている。

- (13) 配布先として、政党本部、各政党地方支部、研究会、木曜会、茶話会、幸俱樂部、朝日俱樂部、丁酉会、枢密院、各大臣、台湾総督、在外公使、県会議長、各新聞社、両大学及高等学校・私立専門学校の図書館、東邦協会などが挙げられている（『近衛日記』第三卷、一九〇〇年一〇月七日項、三四六頁）。
- (14) 戸水「回顧録」一四二―一四四頁。
- (15) 同上、一四五頁。そのことと関連して、戸水は「世人ハ是迄大学教授ハ総テ温良恭謙ノ人ノミト思ヒシニ吾輩ハ忽焉トシテ対外硬ノ議論ヲ主張シ而カモ其議論ノ發表方法ガ稍ヤ果斷ナリシノ故ヲ以テ益ス世人ノ注意ヲ惹クニ至リタリ」（一四五頁）と述べている。
- (16) 「金井延日記」一九〇〇年一〇月一八日項。その演説会の模様について当時の新聞は、四人はそれぞれ強硬な態度をもって事に当たることを主張し、「何れも専門学者の論として会衆に満足を与へたる由」と伝えている（『東京朝日新聞』一九〇〇年一〇月二〇日）。
- (17) 「金井延日記」一九〇〇年一月二五日項。
- (18) 「東洋俱樂部」（一九〇一年）と「桜田俱樂部」（一九〇三年）がそれである。前者に関しては、『東洋』四号（一九〇一、五、二五）の関連記事に中村の名前（八八頁）が、『東洋』二一三号（一九〇二、一一、一〇）に寺尾と戸水の名前（三四頁）が見られる。後者に関しては、同倶楽部の会員名簿から富井、戸水、金井、高橋、中村、寺尾の名前が確認される（『近衛日記』附属文書「四二二頁」）。なお、両組織については、酒田、前掲『近代日本における対外硬運動』二六四―二六七頁参照。
- (19) 一九〇一年三月一日の近衛日記に、次のような記述が見られる。「面会 戸水寛人・松浦厚一・秋元子尾崎行雄等数名にて外交研究会を組織したり。余にも入会せよとの事。此種の人にて遅滞ながらも此企あるは喜ぶべしと賛成す」（『近衛日記』第四卷、七一頁）。ここに登場する「外交研究会」が、後に「宣揚会」と命名されたものと思われる。
- (20) 松浦伯爵家編集所編『松浦厚伯伝詩文抄』（同編修所、一九三九）二八頁（一九〇三年三月六日、四月一〇日の記事による）。
- (21) 同上、二八頁。
- (22) 戸水はその大会で演説し、「若し我邦にして露国の行動を黙過せば憐れむべき両国（清国、朝鮮―引用者）ハ遂に露国の

勢力に襲踏せらるゝならん。故に吾人ハ戦争を以て満州問題解決の緊要要件となす」と開戦論を述べている（『読売新聞』一九〇三年四月九日）。

- (23) 戸水『回顧録』二七六頁。
- (24) 高橋「七博士意見書起草顛末」七一九頁（同『満州問題之解決』秀英社、一九〇四、二、所収）。
- (25) 前掲『松浦厚伯伝詩文抄』三三頁。
- (26) 『日本』一九〇五年六月一日。
- (27) 前掲『松浦厚伯伝詩文抄』三八頁。
- (28) 建部遜吾「熱河博士と開戦論と南佐莊との憶ひ出」『時局関係国際法外交論文集—中村進午博士追悼記念』（巖松堂書店、一九四二）七一〇頁。

一

- (1) イギリスにおける「帝国主義」概念の変化過程を追跡した研究によると、そもそもナポレオンの侵略的な領土拡大政策を非難する言葉として用いられた「帝国主義」は、いくつの変容を経て、一八九五・九六年頃よりは経済的利益がその議論の焦点となりはじめ、一八九八年以後は賛否両論においてともに経済的利益が関心の的となっていたという（Richard Koebner and Helmut Dan Schmidt, *Imperialism: The Story and Significance of a Political World, 1840-1960* (Cambridge University Press, 1964, Ch. VIII, IX 参照)。
- (2) 小野塚喜平次「対外政策概論」『国家学会雑誌』一七二—二〇〇（一九〇三、一〇）六頁。
- (3) 蔵原惟昶編『日露開戦論纂』（一九〇三、一〇）四—五頁。
- (4) 戸水「露国ニ対スル大覚悟」（『日本人』一九〇一、一、二〇）『回顧録』一四九頁。
- (5) 同上、一四九—一五一頁。その続きにおいて戸水は、「機会ノ拡大ニ便スルアル毎ニ南洋ニ領ヲ拡ゲ、更ニ大陸ニ地ヲ拓クヨリ可キハ莫シ」と述べている。その他に「領土拡張論」『東亜同文会報告』一六、一九〇一、三（『回顧録』所収）でもほぼ同様の内容が繰り返される。

- (6) 戸水「侵略主義と道徳」、『倫理界』二、一九〇一、(三)「回顧録」一七三頁。
- (7) 同上、一七二頁。
- (8) 寺尾「進取の国是と滿州問題」、『東洋』二二(一九〇一、四、二五)五九一六〇頁。
- (9) 当時高野岩三郎はそうした風潮を受けて、日本の人口増加が果たして他に類例のない割合で進行しているのかを検討した。その結果、出生と死亡との差を基準にした場合、日本の人口増加の速度は決して異常ではなく、また増加の割合も大抵の欧州諸国に比して劣っているという結論を導出している(「輓近本邦人口増加ノ比較研究」、『国家学会雑誌』一九一七、一九〇五、七)。
- (10) 小川平吉筆記「諸大家対外意見筆記」(一九〇〇、一〇、以下「対外意見筆記」)戸水「回顧録」七二頁。
- (11) 同上、七二頁。
- (12) 同上、七二―七三頁。
- (13) 中村「国際法ノ精神」、『法学志林』一〇(一九〇〇、八)四五頁。
- (14) 中村「国際的優勝法ノ傾向」、『法学志林』二二(一九〇一、七)二六頁。
- (15) 金井「外交ト経済トニ関スル実況並学理(一)」、『明治法学』二〇(一九〇一、五)七頁。
- (16) 金井「同上(二)」、『明治法学』二二(一九〇一、六)二頁。
- (17) 金井「同上(一)」七―八頁。
- (18) 金井「時勢ト経済学」、『法学志林』四〇(一九〇三、二)。
- (19) 寺尾、前掲「進取の国是と滿州問題」五九頁。
- (20) 寺尾「遊欧所感」、『国家学会雑誌』一七一―九五(一九〇三、五)八一―一〇頁。
- (21) 寺尾「大日本」、『法学志林』四四(一九〇三、六)四四頁。
- (22) 同上、四五頁。

- (1) 前掲「対外意見筆記」六〇頁。
- (2) 戸水、前掲「露国ニ対スル大覚悟」一五三頁。
- (3) 「対外意見筆記」六二頁。
- (4) 戸水「露清条約ト対外政策」(『東洋』一、一九〇一、四)『回顧録』一九〇頁。
- (5) 「対外意見筆記」三二頁。
- (6) 同上、三三頁。なお、寺尾は「七博士」の中でもっとも「アジア主義」的な性向の強い人物だったと思われる。彼は、「学者というより、むしろ福岡出身の国士、志士と呼ぶにふさわしい人で、同郷の人々とくに頭山満らと親交があった」と評される(一又正雄『日本の国際法学を築いた人々』日本国際問題研究所、一九七三、八一頁)。寺尾は、一九一一年、辛亥革命が起こると、東大を辞職し、中国に渡って革命政府の法律顧問を務める。帰国後も、孫文らに推されて、東京に法政学校をたて、革命派の中国青年たちの教育に従事した(同前、八一―八四頁)。
- (7) 寺尾、前掲「進取の国是と満州問題」六一頁。
- (8) 「対外意見筆記」七七頁。
- (9) 中村「清国事変と国際法」『早稲田学報』四五(一九〇〇、一〇)七〇頁。
- (10) 「対外意見筆記」一〇三頁。
- (11) 同上、一一九頁。
- (12) 「満州問題に関する建議書」、高橋、前掲「七博士意見書起草顛末」一七一―一八頁。
- (13) 戸水「平和と戦争」『外交時報』五〇(一九〇二、三)五八一―五九頁。
- (14) 戸水「亜細亞東部ノ覇権」(一九〇四、九)『続回顧録』五五頁。
- (15) 前掲「日露開戦論纂」四四頁。
- (16) 同上、三二頁。
- (17) 田畑茂二郎『国際法(第二版)』(岩波書店、一九六六)三五六―三七五頁参照。
- (18) 中村進午『国際公法論』(東華堂、一八九七)八四〇―八四一頁。
- (19) 高橋作衛『戦時国際法要論』(清水書店、一九〇五)三九―四〇頁。

- (20) 「対外意見筆記」 四六頁。
- (21) 同上、四八頁。
- (22) 例えば、「日本ニ於テハ領土ヲ拡張スルノ必要ガアツテ露西亜と利害ヲ異ニシテ居ル、此ノ有様デ進ンデ往ケバ日本ト露西亜トハドウシテモ大戦争ヲヤラナケレバナライに極ツテ居ル」(戸水、前掲「領土拡張論」三三八頁)と述べたり、「宋襄の仁」(『外交時報』六四、一九〇三、五)の中でも、「日露は必ず衝突する、若し衝突を避けられたとしたら、それは日本が屈服した時に限る、屈辱か衝突か、私は衝突を選ぶ」と、戦争を扇動していた。
- (23) 『日露開戦論纂』六二頁。
- (24) 同上、四九一五〇頁。
- (25) 「軍事私見」は義和団事件の発生後、根津が元老および当局に秘密に提出した「帝国対露策」から軍事機密に関する部分を削除してまとめたものである。それは六博士の「対外意見筆記」とともに、各所に配布される予定であったが、「対外意見筆記」と同様、当局に差し押さえられている。「七博士」は、第一章で言及したように、根津から軍事上の説明を受けたことがあり、彼らが「軍事私見」を一読したことはほぼ間違いないと思われる。
- (26) 根津一「軍事私見抄記」東亜同文書院滬友同窓会編『山洲根津先生伝』(同伝記編纂部、一九三〇)二八二―二八三頁。
- (27) 河合栄治郎「金井延の生涯と学蹟」(日本評論社、一九三九)一七二頁。その論評につづいて河合は「しかし、博士の水準も低かったが、世人の水準は尚低かったであらうから、当時権威ある博士の名に於て一般世人を啓蒙して今日の所謂国民精神総動員の為に貢献した効果は著しいものであったらう」と述べている。
- (28) 三谷太一郎「国際環境の変動と日本の知識人」同『大正デモクラシー論』(中央公論社、一九七四)参照。
- (29) 有賀長雄「日清戦役国際法論」(陸軍大学校、一八九六)三五頁。
- (30) 高橋「有賀文学士著日清戦役国際法論ヲ評ス」(二)『国家学会雑誌』一〇一―一〇七(一八九六、一一)一二五四頁。
- (31) 有賀は前掲の著書の中で「凡ソ万国公法ノ規則ニ依リ一國ノ有スル所ノ權利ノ中ニテ正當防禦ノ權即チ自國保衛ノ權ハ其ノ最モ神聖ナルモノニ屬シ如何ナル義務モ能ク之ニ勝ツコトナシ」(三二六頁、傍点引用者)と述べているが、そのことを指していると思われる。
- (32) 高橋、前掲「有賀文学士著日清戦役国際法論ヲ評ス」(二)一二二六―一二二六頁。

- (33) 高橋、前掲『満州問題之解決』二三頁。
- (34) 同上、二五―二六頁。
- (35) 同上、二八頁。なお、戸水はその批判に対して、自分の議論は国際法上の見地からのものではなく、あくまでも「純然たる政治論」だと応酬した。そのうえ戸水は、国の発展を図るためには、場合によっては「国際法をも蹂躪するの覚悟」が必要だが、列国からの非難を避けるために、うまく国際法を遵守していることを装う必要がある、そのことに国際法学者を利用すべきだと述べていた（『満州問題討究の見地』『外交時報』六九、一九〇三、一〇、七七頁）。
- (36) 高橋『満州問題之解決』二九―三〇頁。
- (37) 高橋『平時国際法論』（日本大学、一九〇三）五二五―五二六頁。
- (38) 同上、五二六―五二九頁。
- (39) 同上、五二九頁。
- (40) 村瀬信也、奥脇直也等編『現代国際法の指標』（有斐閣、一九九四）二八四―二八五頁。
- (41) 高橋『満州問題之解決』一頁。
- (42) 高橋『制海権力論一般 付征清之役中我邦制海権力ノ拡張（一）（二）』『国家学会雑誌』一〇―一一四、一一五（二八九六、八、九）参照。
- (43) 高橋『満州問題之解決』二頁。
- (44) 同上、四―四二頁。
- (45) 同上、七四頁。
- (46) 『日露開戦論纂』二七頁。

おわりに

- (1) 三宅雪嶺『自伝』『日本人の自伝』五（平凡社、一九八二）三八九頁。
- (2) 河上肇『社会主義評論』（読売新聞社、一九〇六）七頁。
- (3) 中山茂『帝国大学の誕生』（中公新書、一九〇八）参照。